

兵庫県がん患者団体登録要領

1 目的

がん患者がより質の高い生活を送ることができるよう、がんに係る同じ病気や障害、病状など、何らかの共通する患者体験を持つ人たちが集まり自主的に運営する団体（以下「患者団体」という。）の情報をがん患者やその家族等へ提供する。

2 登録対象

県内で活動している患者団体

3 登録情報管理者

兵庫県保健医療部感染症等対策室疾病対策課長（以下「管理者」という。）

4 患者団体の登録手続き

- (1) 登録しようとする患者団体の代表者（以下「代表者」という）は、「がん患者団体登録票」に必要事項を記入し、管理者へ郵送かファクシミリにより申し込む。
- (2) 管理者は、次に該当する事項が記載された「がん患者団体登録票」による申込みは受理しない。
 - ア 特定の政党、政治団体またはこれに類する団体の利益になるおそれのある情報
 - イ 特定の宗教団体または特定の教義の普及を目的とする団体の利益になるおそれのある情報
 - ウ 商品の販売等、営利を目的とする情報
 - エ 公序良俗に反する情報
 - オ 虚偽・正確でない情報
 - カ その他、管理者が不相当と認める情報
- (3) 管理者は、登録後、登録事項が上記4(2)ア～カのいずれかに該当することが分かったときは、該当する記載について修正、消去または登録の取消をする場合がある。
- (4) 情報を登録した代表者は、登録事項に変更が生じた場合、速やかに管理者へ連絡する。

5 団体・グループ登録情報の登録期間

登録期間は設定しない。

6 その他

患者団体についての情報提供を受けた者と代表者との交渉・契約などについては、当事者の責任において直接行うこととし、その交渉・契約によって損害等が生じた場合、一切の責任を負わない。

附 則

この要領は、平成28年 6月 9日から施行する。